

第 6 号 清酒の認証基準

平成 5 年 6 月 1 7 日制定
平成 1 5 年 3 月 2 5 日改正

清酒の認証基準

1 認証項目

- ・ 清 酒

2 定 義

- ・ この基準において清酒とは、酒税法（昭和 2 8 年法律第 6 号）第 2 条に規定する酒類のうち同法第 3 条第 3 号に掲げる酒類をいう。

3 使用原材料

- ・ 使用する米は、山梨県内で生産されたもので、農産物検査法で定められた醸造用玄米（酒造好適米）とし、かつ精米歩合 7 0 % 以下であること。

4 製造方法等

- ・ 清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第 8 号）に定める吟醸酒、純米酒及び本醸造酒のいずれかの製法によるもので、吟味し製造されたものであること。
- ・ 山梨県内の製造工場で製造された清酒であること。また、製造工場は、酒税法及び食品衛生法に基づいた適切な管理がなされていること。

5 品 質 基 準

- ・ 吟醸酒、純米酒及び本醸造酒の品質基準は、品質上優れた香味、色沢を有することとし、山梨県酒造組合技術委員会の審査を受け、合格したものとする。

6 表示方法

- ・ 清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第 8 号）及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 2 8 年法律第 7 号）を遵守すること。
- ・ 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所には「清酒」と表示することができる。
- ・ 製品に「山梨県産 % 使用」（ には醸造用玄米の品種名、 には使用割合を表示する。）等と表示することができる。